

広島県告示第四百六十二号

広島県と広島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十四年二月一日施行）の一部を次のように改正し、広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第五十一号）の施行の日から施行する。

平成二十年四月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

第一条中「五日市漁港」の下に「（五日市漁港フィッシュヤリーナを除く。）」を加え、「つぎの」を「次の」に改め、同条第一号中「つぎに」を「次に」に改め、同号イ中「および」を「及び」に改め、同号ロ中「第五条第一項および」及び「停けい泊禁止区域および」を削り、同号ハ中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「県」を「甲」に改める。

第八条中「第二百三十三条第五項」を「第二百三十三条第六項」に改める。

附則第二項を削る。

附則第三項中「および」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を附則第二項とする。